



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1069	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1070	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	2
1071	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	2
1072	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
1073	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	3
1074	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
1075	"	(").....	4
1076	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1077	"	(").....	4
1078	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
1079	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1080	"	(").....	6

○ 選挙管理委員会告示

67	政治団体の届出事項の異動の届出	6
68	政治団体の解散の届出	7
69	政治団体の設立の届出	7

告 示

和歌山県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社こころ	海南市下津町大崎839番地3	デイサービスセンター・スイミー	海南市下津町方2088番地32	通所介護・介護予防通所介護	平成25.11.17
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668番地	グループホーム友愛	紀の川市畑野上272	認知症対応型通所介護	令和2.6.1
株式会社コスモファーマ和歌山	和歌山市狐島388番地の3	コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町井ノ口1576番地1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2.7.31
株式会社コスモファーマ和歌山	和歌山市狐島388番地の3	コスモファーマ薬局丸酒屋	紀の川市貴志川町丸酒屋652番地	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2.7.31

岡本裕	兵庫県西宮市若松町3-17	岡本医院	岩出市岡田695-1	訪問看護・介護予防訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2.9.1
株式会社ビッグブラネット	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護ステーションそら	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護・介護予防訪問看護	令和2.9.30
株式会社亀甲	和歌山市木ノ本1112-1	訪問介護事業所ふじの里	日高郡日高町荊木115-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和3.1.31
株式会社亀甲	和歌山市木ノ本1112-1	通所介護事業所ふじの里	日高郡日高町荊木115-1	通所介護・介護予防通所介護	令和3.1.31
株式会社つむぎ	和歌山市鳴神706-4	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和3.2.28
株式会社リアン	海南市且来233-8	ケアセンターりあん	海南市且来233-8	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	令和3.2.28

和歌山県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
紀医新52-27	北山産婦人科クリニック	紀の川市貴志川町丸栖662-1	令和2.12.15
田歯新14-26	まどかデンタルクリニック	田辺市たきない町10-34	令和3.6.1
田薬新2-26	センザキ薬局	田辺市高雄1丁目14番34号	令和3.9.22

和歌山県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有歯新15-26	やまだ歯科クリニック	有田郡湯浅町湯浅2318-1	令和2.4.30

西歯新 13-26	いとう歯科医院	西牟婁郡白浜町1420-3	令和 2.7.26
新薬新 10-26	有限会社切目屋薬局	新宮市大橋通り3-1-5	令和 3.3.31
西歯新 4-26	堅田歯科医院	西牟婁郡白浜町堅田2051-1	令和 3.6.11

和歌山県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ネオファミリー	橋本市妻二丁目1番20号	ネオファミリー高野口	橋本市高野口町名倉100-2	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 2.12.1

和歌山県告示第1073号

令和3年和歌山県告示第964号（以下「告示第964号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
井谷儀太郎
- 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第964号のとおり

和歌山県告示第1074号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1075号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1078号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和3年10月8日から令和4年2月4日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市上芳養字輪玉5222番2地先から同市上芳養字輪玉5203番1地内まで	旧	4.60 } 20.50	462.40	面谷隧道 L=355.31
同上	旧	9.70 } 28.40	467.05	面谷トンネル L=653.00
同上	新	9.70 } 28.40	467.05	面谷トンネル L=653.00

和歌山県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡みなべ町清川字本ノ谷2662番2地内から同町清川字本ノ谷2654番25地先まで	旧	4.20 } 24.36	999.30	面谷隧道 L=355.31
同上	旧	7.70 } 49.92	499.50	面谷トンネル 本ノ谷橋 L=653.00 L=66.50
同上	新	7.70 } 49.92	499.50	面谷トンネル 本ノ谷橋 L=653.00 L=66.50

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	会計責任者	河嶋克志	坂本佳隆	令和 3.8.30
自由民主党和歌山県自動車整備支部	北垣順一	代表者	北垣順一	磯部宏	令和 3.9.14
		会計責任者	立石英規	永栄敬久	令和 3.9.14

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
税理士による石田真敏後援会	森村透	会計責任者	斎藤健一	下津正也	令和 3.7.31
中村しんじ後援会	中西正人	主たる事務所の所在地	紀の川市打田1047番地1	紀の川市貴志川町上野山269番地	令和 3.9.14

大石元則後援会	道阪耕一	主たる事務所の所在地	新宮市蜂伏36	新宮市木ノ川539の2	令和 3.9.17
和歌山県自動車整備政治連盟	北垣順一	代表者	北垣順一	磯部宏	令和 3.9.14
		会計責任者	立石英規	永栄敬久	令和 3.9.14
おくだ誠後援会	平野雅裕	代表者	平野雅裕	木本眞次	令和 3.9.22
雄新会	新島雄	会計責任者	奥田誠	木村明人	令和 3.10.1

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
北村ななみ後援会	北村奈七海	令和 3.8.15

和歌山県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	所順子	所順子	伊都郡かつらぎ町佐野1313	衆議院議員	○	令和 3.10.11

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県遊技産業支部	出嶋克行	平尾賢哉	和歌山市美園町5-7-4 ラン・ビル5B	○	令和 3.9.1

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類(第2号)	届出年月日
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	本間奈々	本間奈々	田辺市下屋敷町1-62 第三大光ビル1F	衆議院議員	本間奈々	衆議院議員	令和3.10.5

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂本よしたか後援会	坂本佳隆	坂本和子	紀の川市名手市場1063	令和3.9.2
はしもと新時代	外山なお	松本裕美子	橋本市恋野2138	令和3.9.13